

★売上総利益(営業利益)比較表に添付する疎明資料について

【疎明資料として取扱可能な資料】

確定申告済み又は日頃から収支管理をしている数値であると確認するため、以下の疎明資料をご提出ください。 ※ **下記以外の疎明資料は不可。**

- ① **法人:決算書(法人事業概況説明書含む)／個人:確定申告書** ② **月次試算表** ③ **売上・売上原価・販管費を記録している帳簿**

【疎明資料の組み合わせパターン】

1 <売上総利益比較>

	比較月	< 法人の場合 >		< 個人の場合 >	
パターン①	<p><直近1年の任意の一月> 決算期到来済み</p> <p>×</p> <p><前年同月> 決算期到来済み</p>	<p><任意の一月> 疎明資料 決算書</p> <p>×</p> <p><前年同月> 決算書</p> <p>・法人事業概況説明書の「18 月別の売上高等の状況」より、「売上(収入)金額」欄の金額を比較表の「売上高[A]」に、「仕入金額」欄の金額を比較表の「売上原価[B]」に転記してください。</p> <p>※ 法人事業概況説明書に月別金額が未記載、又は法人事業概況説明書が未作成の場合</p> <p>↓</p> <p>月次試算表 又は 帳簿 を疎明資料として提出</p> <p>・月次試算表又は帳簿より、売上金額、売上原価を比較表に記載。</p>		<p><任意の一月> 疎明資料 確定申告書</p> <p>×</p> <p><前年同月> 確定申告書</p> <p>・確定申告書の「〇月別売上(収入)金額及び仕入金額」より、「売上(収入)金額」欄の金額を比較表の「売上高[A]」に、「仕入金額」欄の金額を比較表の「売上原価[B]」に転記してください。</p> <p>※ 確定申告書に月別金額が未記載の場合</p> <p>↓</p> <p>帳簿 を疎明資料として提出</p> <p>・帳簿より、売上金額、売上原価を比較表に記載。</p>	
パターン②	<p><直近1年の任意の一月> 決算期未到来</p> <p>×</p> <p><前年同月> 決算期到来済み</p>	<p><任意の一月> 疎明資料 月次試算表</p> <p>×</p> <p><前年同月> 決算書</p> <p>or</p> <p>(帳簿 × 決算書 ※月次試算表未作成の場合)</p> <p>・法人事業概況説明書の「18 月別の売上高等の状況」より、「売上(収入)金額」欄の金額を比較表の「売上高[A]」に、「仕入金額」欄の金額を比較表の「売上原価[B]」に転記してください。</p> <p>・月次試算表又は帳簿より、売上金額、売上原価を比較表に記載。</p> <p>※ 法人事業概況説明書に月別金額が未記載、又は法人事業概況説明書が未作成の場合</p> <p>↓</p> <p>パターン①と同様、月次試算表 又は 売上・仕入元帳 を疎明資料として提出</p>		<p><任意の一月> 疎明資料 帳簿</p> <p>×</p> <p><前年同月> 確定申告書</p> <p>・確定申告書の「〇月別売上(収入)金額及び仕入金額」より、「売上(収入)金額」欄の金額を比較表の「売上高[A]」に、「仕入金額」欄の金額を比較表の「売上原価[B]」に転記してください。</p> <p>・帳簿より、売上金額、売上原価を比較表に記載。</p> <p>※ 確定申告書に月別金額が未記載の場合</p> <p>↓</p> <p>パターン①と同様、売上・仕入元帳 を疎明資料として提出</p>	
パターン③	<p><直近1年の任意の一月> 決算期未到来</p> <p>×</p> <p><前年同月> 決算期未到来</p>	<p><任意の一月> 疎明資料 月次試算表</p> <p>×</p> <p><前年同月> 月次試算表</p> <p>or</p> <p>(帳簿 × 帳簿 ※月次試算表未作成の場合)</p> <p>・月次試算表又は帳簿より、売上金額、売上原価を比較表に記載。</p>		<p><任意の一月> 疎明資料 帳簿</p> <p>×</p> <p><前年同月> 帳簿</p> <p>・帳簿より、売上金額、売上原価を比較表に記載。</p>	

2 <営業利益比較>

- ・上記「1 <売上総利益比較>」の資料のほか、販管費が確認できる資料(**月次試算表** 又は **帳簿**)を提出してください。
- ・法人事業概況説明書の場合、「18 月別の売上高等の状況」より「外注費」・「人件費」欄の金額を「販管費[C]」に転記してください。
- ・月次試算表又は帳簿の場合、売上金額、売上原価、販管費を比較表に記載してください。
- ・売上原価(仕入)が生じない事業者の場合は、営業利益比較で計算してください。

【！留意事項！】

- ・前年同月の資料として、月次試算表又は元帳を提出する場合、**前年同月を含む決算年度1年分**をご提出ください。
- ・直近1年の任意の一月の資料として、帳簿を提出する場合、**決算期後から任意の一月までの各月分**をご提出ください。(月次試算表の場合は、当月分のみで構いません。)
- ・上記までの資料のほか、**継続して作成・保管している帳簿等のコピーを追加でご提出いただく場合がございます。**
仕入・販管費等に影響が出ていることを客観的に判断するため、継続して作成・保管している帳簿等であることを確認する必要がありますのでご了承ください。